

広島市条例第 4 6 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保育園条例の一部を改正する条例

広島市保育園条例（昭和 2 3 年 1 0 月 4 日広島市条例第 4 4 号）の一部
を次のように改正する。

別表小河内保育園の項及びふくしま保育園の項を次のように改める。

ふくしま保育園	広島市西区天満町
小河内保育園	広島市西区小河内町二丁目

別表鈴峰園保育園の項を削る。

附 則

この条例中別表小河内保育園の項及びふくしま保育園の項の改正規定は
令和 9 年 1 月 1 日から、同表鈴峰園保育園の項を削る改正規定は同年 4 月
1 日から施行する。